

(別添5)

○ 精神保健福祉センター運営要領について（平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p>健医発第57号 平成8年1月19日 一部改正 障発第754号 平成10年12月25日 一部改正 障発第0329008号 平成14年3月29日 一部改正 障発第0714005号 平成17年7月14日 一部改正 障発第0331005号 平成18年3月31日 一部改正 障発第0929004号 平成18年9月29日 一部改正 <u>障発0426第6号</u> <u>平成25年4月26日</u></p>	<p>健医発第57号 平成8年1月19日 一部改正 障発第754号 平成10年12月25日 一部改正 障発第0329008号 平成14年3月29日 一部改正 障発第0714005号 平成17年7月14日 一部改正 障発第0331005号 平成18年3月31日 一部改正 障発第0929004号 平成18年9月29日</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生省保健医療局長</p> <p>精神保健福祉センター運営要領について</p> <p>(略)</p> <p>別紙</p> <p>精神保健福祉センター運営要領</p> <p>精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第六条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生省保健医療局長</p> <p>精神保健福祉センター運営要領について</p> <p>(略)</p> <p>別紙</p> <p>精神保健福祉センター運営要領</p> <p>精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第六条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者自立支援法(平成十七年法</p>

総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五十三条第一項及び法第四十五条第一項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1・2 （略）

3 センターの業務

(1)・(2) （略）

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4)～(8) （略）

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第四十五条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者総合支援法第五十二条第一項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

(1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2)・(3) （略）

律第百二十三号）第五十三条第一項及び法第四十五条第一項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1・2 （略）

3 センターの業務

(1)・(2) （略）

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4)～(8) （略）

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第四十五条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者自立支援法第五十二条第一項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

(1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2)・(3) （略）